

独立行政法人海上災害防止センター業務方法書
(平成 15 年 10 月 1 日規則第 2 号)

改正 平成 17 年 11 月 7 日 規則第 4 号

改正 平成 20 年 3 月 28 日 規則第 3 号

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条 - 第 3 条)
 - 第 2 章 排出油等の防除並びに消火及び延焼防止に関する業務 (第 4 条 - 第 5 条)
 - 第 3 章 資材等の保有等に関する業務 (第 6 条)
 - 第 4 章 海上防災訓練に関する業務 (第 7 条)
 - 第 5 章 調査、研究等に関する業務 (第 8 条)
 - 第 6 章 情報提供等に関する業務 (第 9 条・第 10 条)
 - 第 7 章 指導及び助言に関する業務 (第 11 条)
 - 第 8 章 国際協力の推進に資する業務 (第 12 条)
 - 第 9 章 その他 (第 13 条 - 第 16 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この業務方法書は、独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 28 条第 1 項及び独立行政法人海上災害防止センターに関する省令 (平成 15 年国土交通省令第 108 号) 第 1 条の規定に基づき、独立行政法人海上災害防止センター (以下「センター」という。) の業務の方法についての基本的事項を定め、もって業務の適正、かつ、円滑な運営を図ることを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第 2 条 センターは、その業務の公共的重要性にかんがみ、公正、かつ、誠実に業務を実施するものとする。

(用語)

第 3 条 この業務方法書において使用する用語は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和 45 年法律第 136 号。以下「法」という。) 並びに法に基づいて規定された政令及び省令において使用する用語の例による。

第 2 章 排出油等の防除並びに消火及び延焼防止に関する業務

(排出油等防除措置の実施)

第 4 条 センターは、法第 42 条の 25 第 1 号の規定に基づき、法第 42 条の 26 の規定に基づく海上保安庁長官の指示により、排出された油又は有害液体物質の防除のための措置

(以下「排出油等防除措置」という。)を実施するものとする。

- 2 センターは、法第 42 条の 25 第 2 号の規定に基づき、船舶所有者その他の者との契約を締結することにより、排出油等防除措置を実施するものとする。
- 3 センターは、前 2 項の業務を実施する体制を確保するため、排出油等防除措置を実施する能力を有すると認められる者と、排出油等防除措置の実施に関する契約をあらかじめ締結するものとする。

(消火及び延焼防止措置の実施)

第 5 条 センターは、法第 42 条の 25 第 2 号の規定に基づき、船舶所有者その他の者との契約を締結することにより、消火及び延焼の防止のための措置に関する業務を実施するものとする。

第 3 章 資材等の保有等に関する業務

(資材等の保有等)

第 6 条 センターは、法第 42 条の 25 第 3 号の規定に基づき、次の各号に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 海上防災のための措置に必要な油回収船、油を回収するための機械器具、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材(次号において「資材等」という。)を保有すること。
- (2) 資材等を船舶所有者その他の者の利用に供すること。
- (3) 船舶所有者その他の者との契約に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和 46 年運輸省令第 38 号。次号において「施行規則」という。)第 33 条の 5 第 2 項に規定する排出油防除資材を備え付けていることを証する書類を発行すること。
- (4) 船舶所有者その他の者との契約に基づき、施行規則第 33 条の 11 第 6 項に規定する油回収船等を配備していることを証する書類を発行すること。

第 4 章 海上防災訓練に関する業務

(海上防災訓練の実施)

第 7 条 センターは、法第 42 条の 25 第 4 号の規定に基づき、海上防災のための措置に関する訓練業務を実施するため、船舶、建物その他の施設、設備、機械器具及び資材等(以下「訓練施設等」という。)を保有し、訓練施設等又は他の機関の保有する施設等を利用して、タンカーその他の船舶の乗組員、海洋危険物管理施設その他の施設の従業員等を対象として排出油等防除措置、消火及び延焼の防止措置その他海上防災のための措置に関する訓練を行うものとする。

- 2 前項の訓練は、学科及び実技に関し行うものとする。
- 3 センターは、第 1 項の訓練を受講する者から受講料を徴収する。

第5章 調査、研究等に関する業務

(調査、研究等)

第8条 センターは、法第42条の25第5号の規定に基づき、次の各号に掲げる調査及び研究並びにその成果の普及を実施するものとする。

- (1) 油回収船、油を回収するための機械器具、オイルフェンスその他海上防災のための措置に必要な機械器具及び資材の調査及び研究
- (2) 海上防災のための措置に関する技術の調査及び研究
- (3) 前2号に掲げる調査及び研究の成果の普及

第6章 情報提供等に関する業務

(情報の収集及び整理)

第9条 センターは、法第42条の25第6号の規定に基づき、次の各号に掲げる海上防災のための措置に関する情報を収集し整理するものとする。

- (1) 海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材に関する情報
- (2) 海上防災に関する行政機関、民間団体その他の組織及び専門家に関する情報
- (3) 大規模な排出油事故その他の海上災害に関する情報
- (4) 海上防災のための措置に関する技術に関する情報
- (5) その他海上防災のための措置に関する情報

(情報提供)

第10条 センターは、船舶所有者その他の者から要請があった場合は、前条の規定により収集及び整理した情報を提供する。

- 2 センターは、前項の提供に当たっては、実費を勘案して定める額を徴収するものとする。ただし、当該提供に係る情報が軽微である場合その他理事長が適当と認める場合はその額の一部又は全部を徴収しないことができる。

第7章 指導及び助言に関する業務

(指導及び助言の実施)

第11条 センターは、法第42条の25第7号の規定に基づき、船舶所有者その他の者との契約に基づき、これらの者から要請があった場合は、職員を事故現場その他当該指導及び助言を実施すべき場所へ派遣する等により海上防災のための措置に関する指導及び助言を実施するものとする。

第8章 国際協力の推進に資する業務

(国際協力業務の実施)

第12条 センターは、法第42条の25第8号の規定に基づき、海外における海上防災のための措置の指導及び助言並びに海外からの研修員に対する訓練その他国際協力の推進に資する業務を実施するものとする。

- 2 前項の指導及び助言について、政府機関又は船舶所有者その他の者から要請があった場合は、これらの者と契約を締結し、職員を事故現場その他当該指導及び助言を実施すべき場所へ派遣することにより行う。
- 3 第1項の海外からの研修員に対する訓練は、センターの保有する訓練施設等又は他の機関の保有する施設等を利用して排出油等防除措置、消火及び延焼の防止措置その他海上防災のための措置に関する訓練とする。
- 4 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の訓練に準用する。

第9章 その他

(附帯業務)

第13条 センターは、法第42条の25第9号の規定に基づき、第4条から前条に規定する業務に附帯する業務を行うものとする。

(業務の委託に関する基準)

第14条 センターは、業務の効率的実施のため、当該業務を的確に行う能力を有する者に委託することができる。

- 2 センターは、前項の業務を委託しようとするときは、受託者との間に委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他の契約に関する事項)

第15条 物品又は役務の調達契約は、すべて競争に付するものとする。ただし、次の各号の一に該当するときは、随意契約によることができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき
- (4) 契約に係る予定価格が少額であるとき
- (5) その他業務の運営上特に必要があるとき

(その他の業務の方法)

第16条 センターは、この業務方法書に定めるもののほか、その業務の実施に関し必要な事項について、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この業務方法書は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 海上災害防止センター業務方法書(以下「旧業務方法書」という。)の規程により締結した契約その他の業務に関する事項は、独立行政法人海上災害防止センター(以下「センター」という。)の成立の時に於いて独立行政法人海上災害防止センター業務方法書の規程によりなされたものとみなす。この場合において、旧業務方法書の規程により締

結した契約その他の業務に関する事項は、センターの成立の時ににおいてセンターが承継する。

附 則（平成 17 年 11 月 7 日規則第 4 号）

この規則は、平成 17 年 11 月 7 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 3 号）

この規則は、平成 20 年 3 月 28 日から施行する。